



ご利用になる前に



<水道料金に関すること>

検針 料金算定のため、2ヶ月に一度検針員が指針を確認いたします。エリアにより奇数月下旬もしくは偶数月下旬に分かれます。

検針時に「使用量のお知らせ」をポスト等に置いていきますので、漏水等の確認のため、必ずご確認ください。

料金の支払方法 納付書または口座振替にてお支払いいただけます。納付書はコンビニで使用でき、口座振替は次の金融機関の口座がご利用になれます。口座振替の申込みは各金融機関の窓口となりますので、「通帳、届出印、お客様番号の分かるもの」を持参しお手続きをお願いします※。

<指定金融機関>

・山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・山梨県民信用組合

・梨北農業協同組合・ゆうちょ銀行(その他の金融機関とは取引がありません。)

※口座振替依頼書は北杜市内の上記支店であればご用意がありますが、それ以外の支店でお手続きをする場合は、事前にお客様センターまでご連絡ください。

<使用者・所有者変更>

お手続きには、「届出書」と「添付書類」のご提出が必要となります。お手続きをいただけませんと、実態に関わらず引き続き旧使用者様にご請求することになります。

また、事後連絡後の料金再精算は出来かねますので、変更がある場合は事前のお手続きをお願いします。書面の提出先は「上下水道お客様センター」です(郵送可)。

●変更例

アパート等貸家 本人と大家もしくは管理会社の署名・押印に加え、入居時は契約書の写しが必要です。(退居では添付書類は不要です。)

相続 添付書類として、戸籍抄本または家屋等の登記簿謄本の写しが必要です。(相続人と被相続人の関係性が分かるもの)

<住所・送付先変更>

上下水道お客様センターへご連絡ください。お電話でも承ります。



<中止について>

北杜市の水道契約は、原則中止が出来ませんのでご注意願います。ただし、市民に限っては次にあげる場合のみ中止が出来ます。

- ・届出から一年以上入院や入所または転勤等で水道を利用することが出来ない場合。
- ・災害等により水道の使用が出来なくなった場合。

<廃止について>

給水装置を撤去する場合は、工事終了後速やかに廃止届をご提出ください。

なお、撤去工事には事前の申請が必要ですので、詳しくは各上下水道センターにお問い合わせをお願いします。

なお、廃止後に水道契約をされる場合は、再度水道加入負担金がかかります。

<漏水について>

使用量が急に増えた場合は、漏水の可能性がります。宅内側の蛇口を全て閉めても水道メーターのパイロットが回ってしまうようであれば、市の「指定給水装置工事業業者」へ連絡し修理を依頼してください。

なお、地中や壁内などの目視できない箇所での漏水には最大で「料金請求2回分」の減免制度があります。

(北杜市HP:<https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1379.html>)

※給水・給湯設備はお客様の責任において管理していただくものです。目視できる箇所での漏水や操作ミスでの漏水は対象外となりますのでご注意ください。

長期間留守にするときは…

メーターボックス内の止水栓を閉め、冬場は水抜きをしましょう。

パイロット



問合せ先

- 料金、使用者・所有者変更、中止・廃止、等に関すること

上下水道お客様センター電話0551-42-1345

- 減免制度に関すること

上下水道総務課経理担当電話0551-42-1342

- 水道メーターの撤去工事に関すること

上下水道維持課 電話0551-42-1344

- 指定給水装置工事業業者北杜市 HP をご参照ください。

<https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1189.html>

